**様式第４号**

令和７年　　月　　日

**誓約書**

福井市長　西行　茂　様

所在地

事業者名称

代表者職・氏名　　　　　　　　　　印

　福井市公立園給食調理業務に係る公募型プロポーザル参加申込みにあたり、下記の参加資格をすべて満たしていることを誓約します。

記

　(１) 福井市一般業務の委託に係る競争入札参加資格に関する要綱（平成１１年１２月２０日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、福井市一般業務競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている、又は公表日から参加申込書の提出期限までの間に福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書を提出済みであること。

なお、申請書を提出中の場合、要綱第５条の規定に基づく資格の審査の結果、名簿に登録されなかった時点で本プロポーザルに関する参加資格を喪失するものとする。

　(２) 公表日又は参加申込時点から受託候補者選定の日において、福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領（平成１４年４月１日施行）の規定に基づく指名停止又は指名除外を受けている者でないこと。

　(３) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

　(４)　破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。

(５) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定に基づく更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

　　　 なお、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定を受けている者又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定を受けている者で、名簿に登録されている者を除く。

　(６) 役員（役員として登記又は届出はされていないが事実上、経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（福井市暴力団排除条例（平成２３年福井市条例第２２号）第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないこと又は役員が暴力団（同条第１号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるものでないこと。

　(７) 参加申込みをする時点において、本プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。

　　ア　親会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第４号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第２条第３号の子会社をいう。以下同じ。）の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。）

イ　親会社（個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係

ウ　一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係

エ　一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係

　(８) 本プロポーザルに事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）第３条又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）第３条に規定する組合又は団体をいう。）として参加する場合は、その組合員又は会員でないこと。

（９）市との密接な連携を図るため、市内に支店又は事務所を有する事業者又は、委託業務開始前までに、市内に支店又は事務所を開設することを確約できる事業者であること。なお、今後、支店又は事務所を開設する場合は、委託業務開始前までにそれを証明する書類を提出すること。

（10）本業務の遂行に当たり、下記のいずれにも該当するものであること。

ア 集団給食業務及び食物アレルギー、離乳食等の対応経験（実績）を有していること。

イ 業務に必要な専門的能力のある従事者を有し、本委託業務を仕様書に基づき確実に遂行できること。

　 ウ 令和３年度以降に、食品衛生法に基づく営業の全部若しくは一部の禁止又は期間を定めた停止処分を受けていないこと。ただし、停止処分を受けた場合であっても、事故後の対応や改善策が適正になされたことを確認できた場合は除く。

　 エ 保育園等の給食に関する法令、食品及び公衆衛生に関する法令、その他関係法令及びそれぞれに基づく通知並びに労働基準及び労働安全など労働関係法令を遵守できること。

オ 当募集に関する説明会及び施設見学会説明会に参加出来ること。

この誓約書は、片面で印刷した場合、左側を２か所ホッチキス留めし、割印を押すこと。